

資格確認書の一括発行について

令和7年7月

1. 目的

令和 6 年12月 2 日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長 1 年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和 7 年12月 2 日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和 7 年12月 1 日までに交付する必要があります。

（令和 6 年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和 6 年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和 7 年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

個人宛送付用

同封物

【個人情報保護シール】

[illegible]

【返信用封筒】

[illegible]

事業所様宛送付用（不着となった場合）

①

（記号） 12345678 （番号） 1234567 （被保険者氏名） ○○ ○○ 様 作成年月日 令和7年5月14日 お問い合わせ番号 272-21123000 封枚数 1枚 （ 1/ 1 ） 〒770-8541 徳島市八百屋町2-1-1 ニッセイ徳島ビル 7階 全国健康保険協会 徳島支部 088-602-0256 〒770-8541 徳島市八百屋町2-1-1 ニッセイ徳島ビル 7階 全国健康保険協会 徳島支部 088-602-0256	
交付を希望された方の資格確認書を送付しますので、被保険者様にお渡しいただき。	
【マイナ保険証について】 マイナンバーカードを保有している方は、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って資格確認書をお取りいただけます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600115 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyokaikenpo.or.jp 窓口センター 検索	【マイナ保険証について】 マイナンバーカードを保有している方は、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って資格確認書をお取りいただけます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600115 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyokaikenpo.or.jp 窓口センター 検索
【マイナ保険証について】 マイナンバーカードを保有している方は、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って資格確認書をお取りいただけます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600115 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyokaikenpo.or.jp 窓口センター 検索	【マイナ保険証について】 マイナンバーカードを保有している方は、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って資格確認書をお取りいただけます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600115 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyokaikenpo.or.jp 窓口センター 検索

個人宛送付用との変更箇所

- ① 不着対応の送付物については、事業所様宛に送付するため、事業所様において被保険者様に配付できるよう「記号」、「番号」、「被保険者氏名」を記載します。
- なお、被扶養者様分のみの場合についても、被保険者様に配付していただくため、被保険者氏名のみを記載します。

同封物

【説明用チラシ】

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月31日現在有効の健康保険証は使用することができません。マイナ保険証をお持ちの方でマイナ保険証を持っていない場合は、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することにより、マイナ保険証と同様の効果があります。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに入力された方）であって、令和7年4月30日現在においてマイナ保険証をお持ちでない方

① なぜ医療機関での資格確認が必要なの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない場合に必要です。医療機関では、マイナ保険証をお持ちでない場合は、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。

② 資格確認書を持っていないとどうなるの？

資格確認書の提出がない場合は、医療機関での診療ができません。また、マイナ保険証をお持ちでない場合は、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。

③ 今持っている健康保険証はどうなるの？

令和7年12月31日現在有効の健康保険証は使用することができません。令和7年12月31日以降の健康保険証として使用することができません。令和7年12月31日までに有効期限が満了の健康保険証は、事業所に返却してください。

④ 資格確認書の提出方法

資格確認書の提出方法は、医療機関での診療時、または、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。

【個人情報保護シール】

個人情報保護シール このシールは、医療機関での診療時に貼付し、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。 このシールは、一度は貼付し、再貼付はできません。	個人情報保護シール このシールは、医療機関での診療時に貼付し、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。 このシールは、一度は貼付し、再貼付はできません。
個人情報保護シール このシールは、医療機関での診療時に貼付し、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。 このシールは、一度は貼付し、再貼付はできません。	個人情報保護シール このシールは、医療機関での診療時に貼付し、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書をお取りいただけます。 このシールは、一度は貼付し、再貼付はできません。

【返信用封筒】

〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目1-1

1008782

4812

全国健康保険協会
資格確認書事務局
行

日本郵便株式会社
徳島郵便局
〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目1-1

3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定）				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			